
朝霞地区訪問看護ステーション連携の会運営規程

(設置概要)

新型コロナウイルス感染症を契機に、地域の訪問看護ステーション同士の連携を促進するため、「朝霞地区訪問看護ステーション連携の会」を設立した。この会は、朝霞地区内の訪問看護ステーションが協力・連携し、地域住民により良いサービスを提供することを目的とし、賛同した各ステーションが自主的に運営するものとする。

第1条 (名称)

本会は、「朝霞地区訪問看護ステーション連携の会」と称する。

第2条 (目的)

本会は、朝霞地区の訪問看護ステーション間の協力・連携を深め、地域住民の多様かつ複合的なニーズに対応できるサービスの提供を目的とする。

第3条 (目標)

本会の目標は以下の通りである：

1. 朝霞地区内の訪問看護ステーションの施設概要を共有すること。
2. 他職種と連携し、情報を適切に共有すること。
3. 災害時には情報を共有し、協力して取り組むこと。
4. 定期的に学習会を開催し、看護実践能力の向上を図ること。
5. 訪問看護ステーションの役割を地域住民に広報し、理解を深めること。
6. 地域内の訪問看護ステーションとしての意見を集約し、提言を行うこと。

第4条 (事務局)

本会の事務局は、朝霞地区医師会地域包括ケア支援室が担うものとする。

第5条 (入会)

朝霞地区内の4市に所在する全ての訪問看護ステーションは、本会に入会することができる。入会を希望する事業所は、事務局にて所定の手続きを行うものとする。

第6条 (退会)

退会希望の事業所は、随時事務局において所定の手続きを行うことができる。

第7条 (除名)

連携シートを提出しない訪問看護ステーションに対しては、当該ステーションの意思を確認した後、退会手続きを経ることなく除名となるものとする。

第8条 (推進メンバー・Keyステーション)

1. 推進メンバーは、各市より1名～2名を選出する。
2. 推進メンバーの役割は以下の通りとする：
 - 連携の会の代表として、運営進行を行う。
 - 2か月ごとに会議を開催する。
 - 緊急時には協力システムの中核を担い、連絡調整を行う。
3. 推進メンバーの任期は2年とし、再任を妨げない。

第9条（代表）

1. 連携の会には代表を1名置く。
2. 代表は推進メンバーの中から選任する。
3. 代表の任期は特に定めない。

第10条（協定書・連携シートの更新）

1. 連携シートのフォーマットは、朝霞地区医師会地域包括ケア支援室のホームページに掲載する。
2. 毎年3月に協定書の内容と連携シートの見直しを行う。
3. 毎年4月に連携の会のメンバーは、連携シートにデータを入力し、事務局に提出する。

第11条（連携の会の開催）

1. 朝霞地区訪問看護ステーション連携の会は年2回開催する。
2. 会議運営に関して、連携の会のメンバーに協力を依頼しお手伝いを募ることとする。

附則

- 本規程は、令和7年4月1日より施行する。
-